

個人事業税の不動産貸付業・駐車場業における 電柱敷地料等の収入の取扱いについて

個人事業税の不動産貸付業及び駐車場業（以下「不動産貸付業等」という。）の課税において、電柱敷地料等の収入については、これまで、課税対象外としていましたが、令和8年度から次のとおり取扱いを変更します。

1 課税対象となる収入について

所得税（国税）において不動産所得の総収入金額に算入される次の収入を新たに課税対象収入に含めます。

- (1) 電柱敷地料
 - (2) 携帯電話のアンテナ設置料
 - (3) 広告塔設置に係る土地使用料
 - (4) 建物の屋上又は側面若しくは塀等への看板等設置に係る使用料
- ※ (1)～(4)は例示であり、これらに相当する収入が対象となります。

上記以外の不動産及び駐車場の貸付状況により、不動産貸付業等に該当すると認定された場合、所得税において不動産所得の総収入に算入される上記の収入を、個人事業税の課税対象収入に含めます。なお、上記の収入に係る貸付（契約）件数は、不動産貸付業等の認定基準（件数）に含めません。

2 適用する時期

令和8年度の課税分から適用します。

3 変更する理由

個人事業税の課税所得の算定については、地方税法において、所得税法に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によることとされていることから、この度、取扱いを変更し、所得税の申告において不動産所得の収入として申告されたものを個人事業税の課税対象とすることとしたものです。